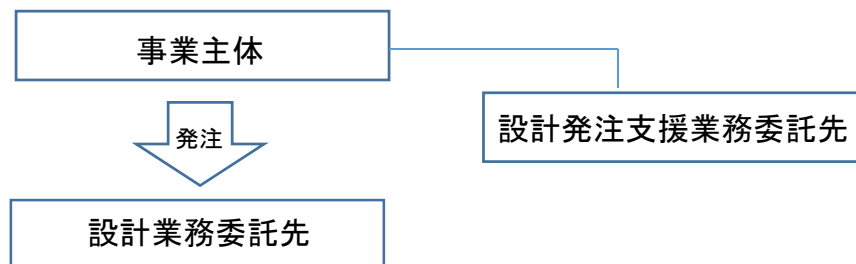


東北地方整備局建政部
都市・住宅整備課

建築設計・計画専門家団体による発注関連支援業務の実施の見込みのある者の紹介等の取組みの類型や問い合わせ窓口の情報の整理と提供について（案）

1. 実施の背景となる考え方

- 既存建築ストックや公共施設・公共的空間等を有効に活用し地域の課題に対処するには、地域の実情に合わせ民間を含む関係団体等と連携して施設を運営するあり方（事業企画）、良質で維持しやすい空間を確保する方策（空間計画・設計）の両面で様々な検討を同時並行的に進める必要がある。
- 空間の設計については、発注自体に専門性を要することから、プロポーザルの運営などに関し、各県の技術センター等において、土木分野だけでなく建築分野の設計発注についても支援業務の対象に含めるなど、いわゆる「発注者支援業務」の取り組みが進みつつある。（図1）

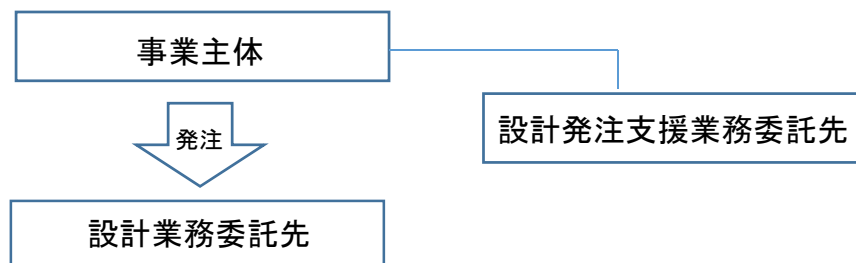


（図1）設計発注に関する支援業務のイメージ

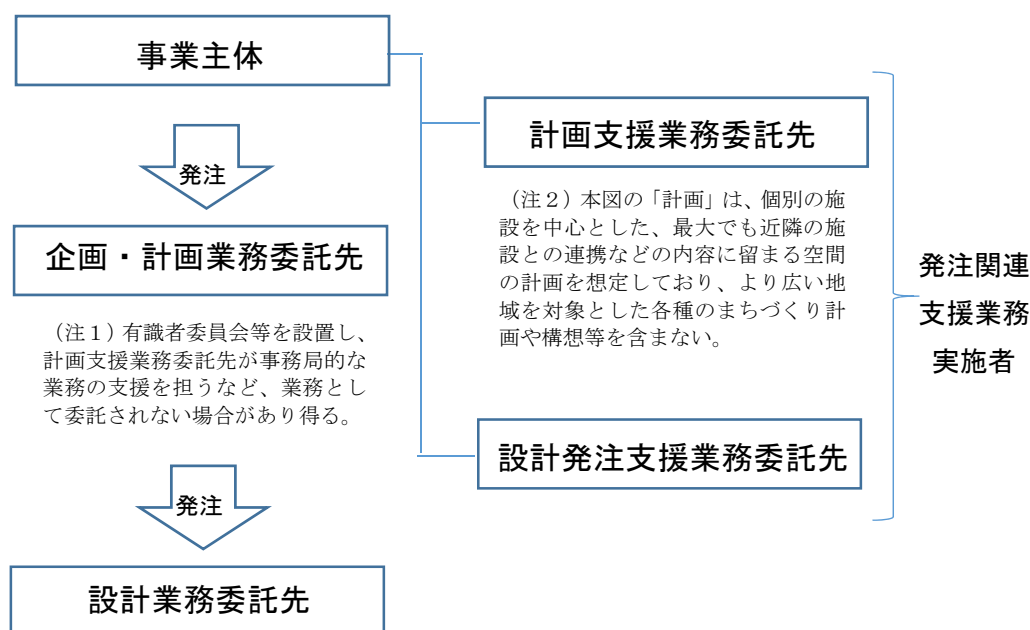
- しかし、その前段階にあたる空間の計画に必要な、調査・情報整理・企画発注等を支援業務の対象とすることについての考え方は各団体において取り扱いが異なっている状況である。本紙においては、設計発注支援業務だけでなく、今後重要性が増してくると考えられる計画支援業務も念頭に、それらを合わせて「発注関連支援業務」と称する。（図2）
- 冒頭に“地域の実情に合わせ民間を含む関係団体等と連携して施設を運営するあり方（事業企画）”と記載したとおり、今後の公共施設・公共的空間等のマネジメントの上では、施設の機能の複合化や民間による運営などを視野に入れる必要性が高まると考えられる。空間の計画の段階において、公共施設以外の施設に関する実務経験を有する民間の専門家を見つけ出し支援業務を委託することにより、公共施設・公共的空間等の機能の維持・

向上や、地域の課題解決に向けた活用をより効率的に実現できる場合もあることを念頭に、公共施設・公共的空間等のマネジメントに取り組むべきである。

【1】（再掲）現在、備えられつつある支援業務のイメージ



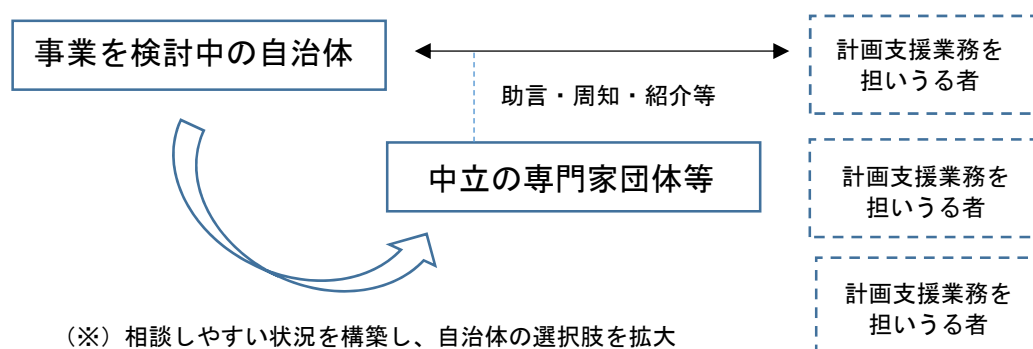
【2】今後に向けた、選択可能な支援業務の拡大のイメージ



（図2）計画段階の支援業務の担いうる範囲のイメージ

- 一方で民間の専門家の側にも、必要に応じて空間の計画の段階の支援業務を請け負うことで、設計以外の部分で業務量を確保しつつ、地域の資産である公共施設・公共的空間等の機能の維持・向上や、地域の課題解決に向けた活用に貢献することを試みたいとの意向がみられるが、自治体との間の円滑な連携にはいたっていない。

- その原因として、個々の民間専門団体の間において、発注支援業務の示す範囲や計画支援業務を専門家が担うことについての見解が細部で異なってきたことから自治体の側から相談しにくい状況が生じていたことが挙げられる。また、民間専門団体の側と自治体の側で相談情報の取扱い等に関する認識を共有するための用意（留意点の例示等）がなされておらず、相談の都度、相互の認識のすり合わせを一から始めなければならないであろうことへの、自治体側の負担感が強かったことも考えられる。
- それらのネックを解消するためには、中立の立場から、発注関連支援業務の実施の見込みのある者の紹介等に取り組んでいる民間専門団体に対して調査を行い、取組み内容を類型化して分かり易い紹介を可能とするとともに、自治体側が懸念するであろう相談内容等の取扱いについての留意点や、問い合わせ窓口を整理して示すことが考えられる。このことにより、各種の専門家が確保され易くなり、公共施設・公共的空間等の機能の維持・向上や地域の課題解決への活用の取組みの促進につながることを期待される。（図3）



(図3) 中立の専門家団体による紹介のイメージ

2. 東北地方ブロックの建築計画及び設計分野における取組み

- 別添リストについては、東北地方整備局建政部が、「発注者支援業務事例集」(注)に掲載された民間専門団体のうち、東北地方ブロック内の団体に向けた照会を行い、発注関連支援業務の実施の見込みのある者の紹介等に取り組んでいる団体について、その内容を類型化し、留意点や問い合わせ窓口の情報と共にとりまとめたもの。
- (注) 国土交通省においては、社会資本整備審議会答申を踏まえ、公共建築工事の発注者がその役割を適切に果たすための方策の一つとして、発注者支援を受けるために外部機関を活用することを推奨するため、当該事例集を発行。平成30年5月版より民間団体を掲載。

- 本リストの提示は、民間専門団体の側と自治体の側で、中立の団体による専門家の紹介等に関する認識を揃える機会を提供するために行うものであり、問い合わせ先を限定することや、誘導することを目的としない。そのため、リストを自治体に示すにあたっては、常に本紙を付すことにより、その背景となる考え方についての理解を求める予定。